

川崎市

■住宅購入支援

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■家賃助成

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■改修助成

制度名	浸水低地改良融資
URL	http://www.city.kawasaki.jp/guide/iza/iz_4.htm
対象	<p>■対象となる住宅 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨時に20cm以上浸水する家屋であること ・道路より低く常に浸水すること ・近くに排水設備がなく、敷地が230㎡以下の家屋であること <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>以下の条件で融資をあっせんします。</p> <p>融資のあっせん額：200万円以内 返済期間：5年（1年据え置き） 金利：年3.6%（調査時点の記載）</p>
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	建設局業務課 044-200-2877
制度名	木造住宅耐震診断士派遣制度
URL	http://www.city.kawasaki.jp/50/50kekansa/home/kebousai/taisin/sindan/haken.htm
対象	<p>次の条件のすべてにあてはまる住宅が対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもの (2) 木造2階建て以下のもの（一部鉄骨造等の混構造は対象外） (3) 一戸建て住宅、共同住宅、長屋、店舗併用住宅（店舗等が全体の2分の1以下） (4) 木造在来工法のもの（ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外） <p>次の条件にあてはまる住宅は対象になりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過半の所有が法人であるもの (2) 以前に市の制度を利用して耐震診断を行ったもの
制度内容	<p>補強の可否を判断するために、「一般診断」と呼ばれる耐震診断を行います。</p> <p>診断は、市の主催する講習会を受け、川崎市木造住宅耐震診断士として登録を行った建築士が行います。</p> <p>診断にかかる費用は川崎市が負担しますので、無料で耐震診断が受けられます。</p>
申し込み期間など	随時受け付けていますが、年度末に受け付けた場合、診断の実施が翌年度4月からとなる場合があります。
備考	マンションの耐震診断・耐震改修等についても助成制度があります。助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	まちづくり局 建築監察課 044-200-3017

制度名	木造住宅耐震改修助成制度
URL	http://www.city.kawasaki.jp/50/50kekansa/home/kebousai/taisin/sindan/jyosei.htm
対象	<p>1 対象建築物 次の条件のすべてにあてはまる住宅が対象となります。 (1) 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手したもの (2) 木造2階建て以下のもの（一部鉄骨造等の混構造は対象外） (3) 住宅として使われているもの（店舗等がある場合は全体の2分の1以下） (4) 木造在来工法のもの（ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外） 次の条件にあてはまる住宅は助成金の交付の対象になりません。 (1) 一部または全部を賃貸としているもの (2) 過半の所有が法人であるもの (3) 明らかに、建築基準法令に適合しないもの</p> <p>2 助成対象者 助成金の交付を受けることができるのは次の条件に当てはまる方です。 (1) 対象建築物を所有し、かつその建築物に居住する方、またはその方と同居している配偶者もしくは1親等の親族の方 (2) 固定資産税及び市民税の滞納がない方</p>
制度内容	<p>1 耐震改修工事について 耐震改修工事は、耐震性を高めるためのもので、精密診断・補強計画・工事監理・補強工事が含まれます。 精密診断・補強計画・工事監理は、市の主催する講習会を受講し、川崎市木造住宅耐震診断士として登録された建築士が行うことが必要です。 補強工事は、市の主催する講習会を受講し、川崎市木造住宅耐震改修施工者として登録された施工会社が行うことが必要です。</p> <p>2 助成金額 ○精密診断・補強計画：かかった費用の2分の1以内で最大15万円 ○工事監理・補強工事：かかった費用の2分の1以内で最大60万円</p>
申し込み期間など	<p>随時受け付けていますが、年度末に受け付けた場合、制度の利用が翌年度4月からとなる場合があります。</p>
備考	<p>耐震改修を行った場合、所得税の特別控除と固定資産税の減額を受けることができます。</p>
担当部署と連絡先	<p>まちづくり局 建築監察課 044-200-3017</p>

平成22年6月4日時点の情報です。